

保育園・認定こども園の新規入所申し込みにかかる個人番号 (マイナンバー) の記入と本人確認書類添付のお願い

平成28年1月からマイナンバー制度の実施により、保育園等入所申し込み時に個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認書類の提示が義務付けられました。また、個人番号の記載等は保育園等の入所申し込みの根拠となる、「子ども・子育て支援法施行規則」においても義務付けられています。

つきましては、保護者及び入園申込み児童のマイナンバーの記入が必要となりますので、ご協力をお願いします。なお、申告いただいた個人番号は、児童の退園から5年を経過後に適正に廃棄されます。

また、法令の規定により他人のなりすましを防止するため、申告書を提出いただく際に申請者の個人番号及び身元確認を行いますので、**確認書類の窓口での提示又はコピーの添付**をお願いいたします。

なお、申請者以外の保護者の方及び対象(入園申込)児童の方の個人番号については、申請者において間違いのないように記載願います。

○ 確認書類について

区分	①番号確認	②身元確認	
確認書類	☐ 個人番号カード	<u>*1つで確認可能(顔写真付き)</u>	<u>*2つで確認可能(顔写真なし)</u>
	☐ 通知カード ☐ 住民票(個人番号が記載されているもの)の写し	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 住民基本台帳カード ☐ パスポート ☐ 社員証 ☐ その他()	<u>「氏名・生年月日」「氏名・住所 地」が記載されているもの</u> ☐ 保険証 ☐ 社員証 ☐ 印鑑登録証明書 ☐ 納税証明書 ☐ 税金・公共料金領収書 ☐ その他()

○ マイナンバー制度にかかるQ&A

Q1. なぜ保育園の入所申し込みマイナンバーが必要なのですか？

A. 平成28年1月から行政の効率化、利便性向上のためにマイナンバー制度が実施されました。保育所等の入所申し込みについても、利便性向上などを目的としてマイナンバー制度の対象となり、申込書類へのマイナンバーの記入が義務付けられました。

Q2. マイナンバーは何に使われるのですか？

A. 保育料の算定及び支給認定の事務で使用します。マイナンバーを利用することで、「所得課税証明書」などの提出が不要となります。

Q3. 令和6年度の入園申込時にマイナンバーを提出しましたが、今回の入園申込でもマイナンバーの提示や身元確認が必要ですか？

A. 在園児で過去にマイナンバーの提示や身元確認をした場合、提出の必要はありません。令和7年度に新規に入園申込をする児童のみが対象となります。
兄・姉が在園児で、弟・妹が新規に入園申込をする場合は、マイナンバーの提示や身元確認が必要となります。

【申告書の提出先】

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪 50(福祉保健センター内) すこやか子育て課 こども家庭応援班